

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況

平成27年度4月 1日現在の職員数 A	27年度中の異動		平成28年度4月 1日現在の職員数 A-B+C
	退職 B	採用 C	
672	54	59	677

(人)

(人)

(参考)5年前・10年前の職員数	
平成23年4月1日現在	平成18年4月1日現在
655	677

※「退職」は平成27年4月1日から28年3月31日までの、「採用」は平成27年4月2日から平成28年4月1日までの間の数を計上しています。

(2) 職員採用の状況

区 分	試験区分	平成26年度	平成27年度	増 減	
正規の試験	一般行政事務	大卒程度	4	11	7
	一般行政事務	高卒程度	2	1	▲1
	一般行政技術	大卒程度	3	1	▲2
	保健師	免許資格職	1	0	▲1
	看護師	免許資格職	10	13	3
	臨床検査技師	免許資格職	1	2	1
	理学療法士	免許資格職	3	0	▲3
	作業療法士	免許資格職	1	0	▲1
	診療放射線技師	免許資格職	0	1	1
	薬剤師	免許資格職	2	0	▲2
育児休業代替任期付職員		6	6	0	
再任用職員		10	11	1	
その他		23	13	▲10	
合 計		66	59	▲7	

(人)

※その他については、医療センター医師の選考採用、国・県からの割愛採用等です。

(3) 退職者の状況(平成27年度)

区 分	退職者数	備 考
定年退職	18	
定年前早期退職	2	
普通退職	18	
死亡	0	
任期満了	13	育児休業代替任期付職員、再任用職員
退職手当を支給されない者	3	割愛退職
合 計	54	

(人)

※割愛退職とは、他の団体の公務員として採用されるため退職することです。

(4) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

区 分	職員数		増 減	主な増減理由	
	平成27年度	平成28年度			
一般行政	議会	5	5	0	
	総務	68	78	10	育児休業者を総務部管理。施設新設。
	税務	21	19	▲2	事務の統廃合縮小。
	民生	27	25	▲2	育児休業者を総務部管理。
	衛生	34	32	▲2	育児休業者を総務部管理。
	労働	0	0	0	
	農林水産	17	17	0	
	商工	13	14	1	業務増による増員
	土木	25	24	▲1	欠員の不補充。
小 計	210	214	4		
特別行政	教育	36	34	▲2	育児休業者を総務部管理。欠員不補充
公営企業等	病院	388	392	4	業務増による増員。
	水道	12	12	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	20	19	▲1	育児休業者を総務部管理。
	小 計	426	429	3	
合 計	672	677	5		

(人)

(5) 職務上の地位別職員数(各年4月1日現在)

区 分	平成27年度		平成28年度		増 減	
	職員数	うち女性	職員数	うち女性	職員数	うち女性
部長級	2		3		1	0
部次長級	7		6	1	▲1	1
課長級	16	1	19		3	▲1
課長補佐級	39	3	39	3	0	0
係長級	103	44	89	38	▲14	▲6
その他の職員	61	22	74	29	13	7
合計	228	70	230	71	2	1

(人)

※職員数は、一般行政職のみ計上しています。

2 職員給の状況(普通会計決算)

(1)職員給与費の状況(普通会計決算額)

区分	職員数 (A)	給与費(退職手当を除く)				1人当たり 給与費(B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
27年度	246人	869,077千円	120,484千円	357,095千円	1,346,656千円	5,474千円

※「地方財政状況調査表」報告数値による。

(2)職員の平均給与及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316,800円	402,500円	43歳0月

※平均給与には期末・勤勉手当は含みません。

(3)職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	水俣市		国
	大学卒	短大卒	
一般行政職	176,700円	176,700円	176,700円
	157,300円	157,300円	157,300円
	144,600円	144,600円	144,600円

(4)職員の経験年数別・学歴別給料月額(平成28年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		大学卒	249,300円	285,300円
一般行政職	高校卒	209,700円	249,300円	285,300円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している年数をいいます。

(5)一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	水俣市							計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	参事 主査	係長 参事 主査	課長補佐 室長 主幹	部次長 課長 局長	部長	
職員数(人)	28	20	45	68	35	25	3	224
構成比(%)	12.5	8.9	20.1	30.4	17.5	11.2	1.3	100

(6)昇給号数の状況

(昇給日:1月1日)[普通会計] (人)

平成27年度	区分		一般行政職								
	職員数(A)	昇給に係る職員数(B)	0号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号
()は平成26年度	228	215									
		比率(A)/(B)									
			94.3%								
			(91.3%)								
昇給数別内訳			0号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号
平成27年度			13	0	41	6	165	0	0	0	3
平成26年度			20	2	31	5	167	0	0	0	4

(育児休業等による復職時調整を含みます。)

(7)職員手当の状況(平成27年度)

区分	水俣市			国
	6月期	12月期	計	
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.6月分	同じ
勤勉手当	0.75月分	0.85月分	1.6月分	
[]は特定管理職員	[1.025月分]	[1.175月分]	[2.2月分]	
	[0.95月分]	[1.05月分]	[2.0月分]	

(8)退職手当の状況(平成28年3月31日現在)[全会計]

支給率等	水俣市		国	
	自己都合	定年	自己都合	定年
勤務20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤務25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤務35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	国と同じ		定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	
平均支給額	555千円	21,473千円		

区分	水俣市	国
扶養手当	配偶者 13,000円 その他の親族 1人6,500円	同じ
通勤手当	自動車等を利用する場合 距離に応じて2,000円~24,400円を支給 交通機関等を利用する場合 1月当たり55,000円を限度として支給	一部異なる
住居手当	借家の場合 家賃額に応じて27,000円を限度に支給	同じ
地域手当	生活費の高い地域に勤務する職員に支給 東京都特別区 20%	異なる
特殊勤務手当(主なもの)	税務手当 賦課、徴収事務 月額4,000円 出張による滞納処分 日額200円 感染症防疫作業手当 日額200円 行旅病人同死亡人取扱手当 行旅病人収容作業 日額1,000円 行旅死亡人収容作業 日額2,000円 福祉業務手当 月額3,500円 清掃手当 月額3,000円 用地交渉従事手当 日額400円	異なる

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間、休憩時間、週休日の状況(総合医療センターを除く)

勤務時間	休憩時間	週休日	1日の勤務時間	週の勤務時間
8時30分～17時15分	12時00分～13時00分	土曜日、日曜日	7時間45分	38時間45分

(2)休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与
病気休暇	職員の負傷・疾病により療養を必要とする場合	必要と認められる期間(90日以内)
公民権行使のための休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
国会、裁判所等に出頭するための休暇	裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	骨髄液提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
ボランティア休暇	ボランティア活動に参加する場合	5日以内
結婚休暇	結婚式等の行事	連続する5日以内
産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
妊娠障害休暇	妊娠中の職員の妊娠障害	9日を超えない範囲
生理休暇	生理日の就業が著しく困難である場合	連続する2日以内
育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回・それぞれ30分以内
妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2日以内
男性の育児参加休暇	妻の産前6週間、産後8週間中の子の養育	5日以内
子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	5日(子が2人以上の場合は10日)以内
短期の介護休暇	要介護者の短期の介護をする場合	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
忌引き休暇	親族が死亡した場合	親族に応じて1日～10日
父母追悼休暇	父母を追悼する場合	1日以内
夏期休暇	7月から9月における休暇	5日
災害による復旧作業休暇	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内
災害等による通勤困難	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
災害時に身体の危険を回避	災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年30日以内(無給)
介護休暇	相当期間、配偶者等の介護を行う場合	連続する6月の期間内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況(平成27年度中)

(人)

処分の理由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合						0
心身の故障の場合				19		19
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
計		0	0	19	0	19

※分限処分とは、職員が一定の事由によって職責を果たすことができない場合などに本人の意に反して、不利益な処分をすることです。

(2)懲戒処分の状況(平成27年度中)

(人)

処分の理由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合						0	
職務上の義務に違反した場合						0	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合						0	
上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合						0	
計		0	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及しておこなう不利益処分のことです。

5 職員のサービスの状況

(1)サービスに関する基本的原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念しなければならない基本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ①法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治行為の制限
- ⑥争議行為の禁止
- ⑦営利企業等の従事制限

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況(平成27年度中の主なもの)

①人事交流派遣研修 (人)	
派遣先	主な業務内容
熊本県	熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課勤務
	派遣人数 1

②派遣研修 (人)	
派遣先・研修名	派遣人数
熊本県	2
後期高齢者医療広域連合	1
熊本県市長会	1
市町村職員中央研修所	1
国際文化研究所	3
建設研修センター	1
熊本県市町村職員研修協議会	51
電信電話日本ユーザー協会研修	3
高度IT人材育成研修	46
計	109

③庁内研修 (人)	
研修名	参加人数
企画プレゼンテーション研修	20
ハラスメント防止研修	107
タイムマネジメント研修	37
計	164

(2) 勤務評定の状況(平成27年度)

区分	次長・課長級	課長補佐・主幹級	係長・参事級	主査・係員
評定項目	成績・情意・能力	同左	同左	同左
評定時期	毎年12月1日現在	同左	同左	同左
活用分野	昇任・配置	同左	同左	同左

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

区分	概要
共済制度	熊本県市町村職員共済組合の制度による
健康診断	定期健康診断(人間ドック受診者を除く全職員)
	短期人間ドック
	VDT検査
	腹部超音波健診
互助会組織	名称 水俣市職員互助会
	加入者 常勤の特別職、一般職員
	主たる事業 冠婚葬祭時の給付、互助会員の福利厚生
	主たる財源 職員の会費

(2) 公務災害等の発生状況(平成27年度)

種類	発生件数	事案の概要
通勤災害	0	
公務災害	10	診療行為中の針刺事故など

(3) 育児休業の取得状況

区分	平成27年度中に新たに育児休業の対象となった職員		承認期間		
	うち育児休業取得者	うち部分休業取得者	1年以内	1～2年	2～3年
男性職員	18	0	0		
女性職員	13	0	6	4	3
計	31	0	6	4	3

(4) 利益保護の状況

内容	件数	処理の状況
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0	
職員に対する不利益な処分についての不服申し立て	0	